

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成18年12月12日

議 会 事 務 局

# 目 次

総務常任委員会

12月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第68号所管分の審査 .....	2
質疑（南野委員）	
議案第77号の審査 .....	3
議案第75号、議案第76号の審査 .....	3
議案第78号の審査 .....	4
補足説明（総務部長、市民税課長）	
質疑（南野委員、三宅委員、柴田委員）	
議案第84号の審査 .....	16
補足説明（稲田消防長）	
質疑（三宅委員）	
議案第85号の審査 .....	19
質疑（三宅委員）	
採決 .....	19
閉会の宣告 .....	20

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成18年12月12日(火) 午前10時 開会  
午前11時38分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 森内一蔵	委員 川端福江
委員 南野直司	委員 柴田繁勝	委員 三宅秀明

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	助役 小野吉孝	
市長公室長 寺田正一	同室次長 中岡健二	
同室参事兼政策推進課長 有山 泉	同課参事 山口 猛	人事課長 山本和憲
総務部長 奥村良夫	同部次長兼納税課長 葭中 勉	
同部参事兼総務防災課長 杉本正彦	同部参事兼法制文書課長 小寺芳政	
総務防災課参事 小原幹雄	財政課長 堤 守	法制文書課参事 奥 幸市
市民税課長 寺本敏彦	同課参事 柳瀬順一	納税課参事 布川 博
消防長 稲田晴彦	消防本部次長兼総務課長 浜崎健児	
同課参事 明原 修	予防課長 水田謙二	

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 中井真穂

### 1. 審査案件(審査順)

議案第68号 平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第77号 摂津市職員等公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第75号 摂津市副市長の定数を定める条例制定の件  
議案第76号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件  
議案第78号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第84号 摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第85号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○野口委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうは、雨の中、またお忙しい中、総務常任委員会を開催いただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で付託された案件についてご審査を賜るわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

私は一たん退席をいたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○野口委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第68号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 おはようございます。

私の方から1点だけお聞かせ願いたいと思います。21ページの款8、消防費についてでございますが、防災情報充実強化事業負担金として49万6,000円を補正額として計上されておられますが、大規模災害時の危機管理対策として

大阪府が中心となって各市町村が連携をとって、現在取り組んでおられます防災ポータルサイトの開設、あるいは防災情報メールの配信、また高所カメラ設備の整備といった、防災情報充実強化事業に係る負担金を、この補正予算で上げてこられたと認識いたしますが、具体的にシステムの整備がどのように進んでいるのか、進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○野口委員長 杉本参事。

○杉本総務部参事 まず、この防災情報充実強化事業でございますが、大阪府の事業でございます。事業の目的といたしましては、災害時の情報の伝達という部分につきまして、近年の災害の教訓から、同報系無線、いわゆる拡声器でありますとか、広報車とか、いろんな提供をされておりますが、どうも十分でない。また、それによる住民の避難の遅れ、こういったものが出るということで、災害発生時に防災関係機関がその情報を的確に把握、共有する。また住民の方にもお知らせするということによって、災害の被害をいかに少なくするかということを目的として行われたものでございます。

では、どういうものかと申しますと、まずインターネットというツールが最近出てきておりますので、これをいかに十分に活用するかという点に着目された上で、今までばらばらにありました各機関のホームページ等を一元化できるポータルサイトと申しまして、いわゆる玄関口をつくります。これによって府のそのホームページをあければ、各機関でありますとか、全市町村でありますとか、そういったところに対する接続をいかに簡単にするか。いかに的確にできるか。いかに広範囲に見ることができるといったことをシステム化するものでございます。

そのほかにも防災情報メールも一元化し、府下全域的に情報発信ができるようにしたり、また高所カメラを、五月山にありますとか、府下で、各消防本部の持っていますカメラも含めましてですけども、一元的に見れるようというようなシステムになっております。現在、まだシステムの開発の途上でありまして、特に具体的にお見せできるというか、見ていただける部分はございませんけれども、計画といたしましては、今年度から既に始まっておりまして、まず当初の3年間で大阪府と府下市町村折半で負担をいたしまして、この金額は約3億円というふうに言われております。これによって人口割等による金額の算定をいたしました上で、システムの構築を進めていくということになっております。

負担額でありますけれども、半額は府が出しますけれども、残りの部分につきましては、市によって高所カメラを設置しているところ、していないところございますので若干違うんですけれども、本市の予定でございますけれども、今年度につきましては、この補正をお願いしております49万6,000円、19年度につきましては120万円程度、20年度につきましては100万円程度というふうに予定をしております。3年間でおおむね280万円程度の予算ということになるかと思っております。21年度以降につきましては、システム構築後は随時維持管理になりますので、70万円から80万円程度の予算となって負担をしていくということになるかと思っております。

府の決定もちょっとばたばたしましたので、当初予算でお願いできればよかったんですけども、補正予算でということをお願いしたものでございます。

歳入につきましてですけども、当初3

年間につきましては、大阪府の市町村振興協会の全額補助ということになっておりますので、歳入が確保できますので、実質的には市の負担としてはないということになるかと思っております。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 地震、津波などの自然災害や人的災害時、住民に緊急情報を迅速に伝達するシステムの導入に関しまして、積極的に取り組んでいただき、より安全、安心なまちづくりを目指して、防災対策に取り組んでいただきますよう、要望としておきます。

○野口委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。  
暫時休憩します。

(午前10時7分 休憩)

(午前10時8分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第77号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時9分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第75号及び議案第76号の審査を行います。

本2件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第78号の審査を行います。

補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明させていただきます。

まず、今回の改正の主なものは、個人市民税の税率の変更であります。これはご承知のように、三位一体改革に伴うものであり、今回の税率改正に至りました。その経過を説明いたしますと、平成5年に地方分権の推進に関する決議が衆議院、参議院の両院で全会一致で決議され、それを端に地方分権の流れが明確となってまいります。その後、6年間続いた第1次分権改革は、自治体を国の下請機関とみなしてきた、機関委任事務制度を廃止し、国と地方を法制度上、「上下・主従」から、「対等・協力」の関係としました。さらに、地方の税財政に焦点を当てた平成14年度からの国庫補助負担金の改革、税源移譲、地方交付税改革のいわゆる三位一体改革では、一定の結論を得ることができました。

この三位一体の改革とは、地方にできることは地方にという理念のもと、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指した改革でございます。累次の基本方針並びに平成16年及び平成17年の政府・与党合意を踏まえ、平成18年度までに4兆円を上回る国庫補助負担金の改革を実施することとされ、3兆円規模の税源移譲が実施されることとなりました。

3兆円の税源移譲が実現するとはいうものの、そのための財源を生み出すために必要だった多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国の強い関与を残したま

ま、国の補助負担率を引き下げる手法が用いられ、地方の自由度の拡大という点では、不十分と言えます。地方分権はなお、未完の改革にとどまっており、さらなる改革をもう一度動かさなければと、地方六団体では、地方分権構想検討委員会を設置し、協議を重ねております。

さて、税源移譲の具体的な制度設計についてですが、経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太方針や政府税制調査会答申等において、所得税から個人住民税への恒久措置として、おおむね3兆円の本格的な税源移譲を行うことが決定されました。その際、個々の納税者の税負担が極力変わらないよう配慮しつつ、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図る。具体的には、個人住民税は、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、所得割の税率を10%フラット化する。所得税においては、所得再配分機能が適切に発揮されるよう、最低税率5%、最高税率40%の設定を行い、より累進的な税率構造を構築することとされております。

また、他の税率や課税階層については、個々の納税者における税負担の変動の極小化の観点を踏まえ、検討を行うこととされ、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づき、全所得者層において生ずる負担増については、所得税の税率の刻みや、個人住民税の減額措置により調整を行うこととされており、このような市税条例の改正となっております。

10%比例税率化の趣旨として、偏在度の縮小と応益性の2点が挙げられております。

まず、偏在度の縮小は、個人住民税所得割の税率は、道府県民税と市町村民税を合わせ、現在、5%、10%、13%の3段階の税率構造となっており、所得

が高くなるにつれ、高い税率が適用されていく累進税率の仕組みであることから、高額所得者の多い地域ほど、累進的に住民1人当たりの税収が多くなります。所得割を10%比例税率化することにより、5%の税率が10%に引き上げられる一方、13%の税率が10%に引き下げられることにより、5%課税階層からの税収が占める割合が高い、比較的1人当たり税収の低い地域は5%から10%に税率が引き上げられる影響が大きく働く一方、13%から10%に引き下げられる影響が小さいことから、移譲による税収の増加率が高くなります。

逆に、高額所得者の割合が大きい地域は、13%から10%に引き下げられる影響が大きくなることで、移譲による税収の増収率が低くなります。これらを通じて、税源の偏在度が縮小する形で、税源移譲がされることとなります。

次に、応益性についてですが、これまでの所得に対し累進的な税負担から、一律に所得に比例した税負担になることから、これまで以上に受益と負担の関係が明確になるとともに、負担分任という個人住民税の性格にもふさわしい改革となります。このほか、累進税率から比例税率に変更されることにより、税収が景気変動に左右される度合いが小さくなり、税収の安定性を備えた地方税体系の構築にもつながるものと考えられています。

次に都道府県民税と市町村民税の税率設定について説明させていただきます。

既に配付させていただいておりますお手元の資料、道府県民税及び市町村民税の税率割合のシートをごらんいただきたいと思います。今回の税源移譲が国庫補助負担金改革にあわせて、国から地方に税源移譲するものであることから、国庫補助負担金改革における都道府県と市町

村への影響を基本としつつ、基礎的自治体である市町村の果たす役割にも留意し、おのおのの税率が設定されております。

具体的には、国庫補助負担金改革影響額、約3兆100億円のうち、都道府県分が2兆2,800億円、市町村分が約7,300億円となり、これを移譲前の税収にプラスすると、都道府県分4兆7,900億円、市町村分6兆9,400億円となり、その比率は都道府県分41対市町村分59の比率となります。

これを基本としつつ、基礎的自治体である市町村の果たす役割にも留意して、都道府県民税4%、市町村民税6%との税率が設定されたものであります。

これにより、単純に補助金影響額で配分した場合との比較で言うと、市町村へ約1,000億円多く税源移譲されるということになります。

次に、個人の負担変動の抑制であります。個人の所得税と個人住民税を合わせた合計の税負担を極力変更させないとの観点からは、個人住民税の比例税率化によって、個人住民税が負担増となる部分については、所得税において負担減を図り、逆に個人住民税が負担減となる部分については、所得税において負担増を図ることによって、さまざまな階層にある個々の納税者の負担が極力変わらないような制度設計となっております。

また、個人住民税において、所得税と個人住民税との人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため、新たな控除も創設されております。所得税と個人住民税では、基礎控除や扶養控除等の人的控除額に差異があるため、同じ収入を有していても、所得税と個人住民税では課税標準に差が生じてまいります。

この差額の部分は、個人住民税のみが課税されて、所得税は課税されない部分

であることから、個人住民税の税率を5%から10%にすると、この差額の部分については、単純に増税となってしまうため、個人住民税において新たな控除を設け、負担増とならないよう調整が行われております。

以上、今回の市税条例の一部を改正する条例の代表的な部分について、概略説明させていただきました。税につきましましては、複雑でございますので、もう少し時間をいただいて、市民税課長から具体例を引用しながら引き続き説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。  
○野口委員長 続いて、寺本市民税課長。  
○寺本市民税課長 それでは、今回の市税条例の一部を改正する条例制定の件に関します個々の納税者の税負担がどう変わるのかについて、収入ランクごとに具体例をご説明申し上げます。

お手元に資料をご用意させていただいておりますので、それに基づきましてご説明を申し上げます。

まず、「住民税が大きく変わります」という2色刷りの方でございますけれども、これは10月15日号の広報せつつに掲載しました記事のダイジェスト版でございます。今回の改正によりまして、個人住民税の所得割の税率構造が3段階から一律10%になります。その資料の左側中ほどの表をご覧ください。

個人住民税の所得割の税率でございますが、18年度まではその表にございますように、課税所得が200万円以下の金額で5%、市民税3%、府民税2%、700万円以下の金額で10%、市民税8%、府民税2%、700万円を超える金額で13%、市民税10%、府民税3%と、課税所得金額に応じまして3段階となっております。これが平成19年度からは右側にございますように、一律

10%、市民税6%、府民税4%になります。

次に、所得税の税率でございますが、その下の表でございます。18年分までは課税所得が330万円以下の金額は10%、900万円以下の金額は20%、1,800万円以下の金額は30%、1,800万円を超える金額は37%と課税所得に応じまして4段階となっております。これが右側の表でございますけれども、課税所得が195万円以下の金額につきましましては半減の5%、330万円以下の金額は10%、695万円以下の金額は20%、900万円以下の金額は23%、1,800万円以下の金額は33%、1,800万円を超える金額は40%と6段階の税率区分になります。

チラシの右側上段でございますが、住民税と所得税の人的控除の差についてご説明を申し上げます。この人的控除とは基礎控除や配偶者控除、また扶養控除等を言うわけでございますが、住民税と所得税ではこの人的控除に差がございます。例えば、住民税の基礎控除額は33万円、所得税は38万円で、控除額の差が5万円ございます。したがって、同じ収入金額でも住民税の課税所得は所得税よりも多くなっております。ここで言います課税所得とは、所得の合計額から控除の合計額を引いたものでございます。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じまして、住民税を減額することにより納税者の所得税と住民税の税負担が変わらないようにしております。

次に、その下でございます。人的控除額の差に基づく負担増の減額措置でございますが、個人住民税の課税所得金額が200万円以下の人と、200万円を超える人では、1と2のような計算式によりまして、減額措置を行います。



1の個人住民税の課税所得金額が200万円以下の人の場合は、人的控除額の差の合計額か個人住民税の課税所得金額のいずれか小さい額の5%を減額いたします。

2の個人住民税の課税所得金額が200万円を超える人につきましては、記載のような計算式によりまして、減額措置を行います。

具体的には、その下の税源移譲前と税源移譲後の税額計算の例でご説明を申し上げます。赤色の網掛けのところでございますが、独身で給与収入300万円、所得にいたしますと192万円、社会保険料が30万円とした場合の具体例でございますが、その下、住民税の所得割の計算方法でございますが、所得192万円から社会保険料控除30万円と基礎控除33万円を引きますと、課税所得金額は129万円となります。

税源移譲前の住民税の所得割額につきましては、この具体例では課税所得129万円で、課税所得金額は200万円以下でございますので、住民税の税率は5%となります。したがって、課税所得129万円に5%を掛けますと、6万4,500円が税源移譲前の住民税となっております。

これが税源移譲後は、赤線で囲ったところですが、マル1のところでございます。人的控除額の差ですが、この具体例の人は独身でございますので、人的控除は基礎控除のみで、所得税の基礎控除額は38万円、住民税の基礎控除は33万円で、この差5万円となっております。

マル2のところでございますが、減額措置としまして、個人住民税の課税所得金額が200万円以下の人の場合は、人的控除額の差の合計額か個人住民税の課税所得金額のいずれか小さい額の5%を

減額するということになっておりますので、この具体例の人の場合は、課税所得金額が129万円で人的控除額の差はマル1のところ5万円となっております。課税所得金額より人的控除額の差の金額の方が小さいので、5万円掛ける5%で2,500円が減額措置されることになります。

マル3のところでございますが、減額措置後の住民税所得割額につきましては、課税所得金額129万円に税率10%を掛けまして、減額措置2,500円を引きますと、12万6,500円がこの人の税源移譲後の住民税所得割額となります。

その下でございます。所得税でございますが、所得192万円から社会保険料30万円と基礎控除、所得税の場合は38万円を引きますと、課税所得金額は124万円となります。

税源移譲前は、この課税所得124万円に、課税所得330万円以下の金額の場合は10%の税率となっておりますので、10%を掛けますと12万4,000円となります。

その右側でございます。税源移譲後は赤線で囲ったところでございますが、課税所得124万円に、課税所得195万円以下の場合は5%の税率となりますので、5%を掛けますと、税源移譲後の所得税は6万2,000円となります。

以上のような計算から、税源移譲前は住民税の所得割6万4,500円、所得税12万4,000円の合計18万8,500円で、所得税が高くて住民税の方が安いのですが、税源移譲後につきましては、住民税の所得割が12万6,500円、所得税が6万2,000円の合計18万8,500円となり、所得税が半減いたしますが、住民税が上がります。

合計額につきましては、18万8,500円で税源移譲前と移譲後の合計金額は変わっていないことがわかりいただけると思います。

資料の一番下の赤線で囲ったところでございますが、所得ごとの税額計算の具体例としまして、世帯態様ごとの収入ランク別に、給与収入の場合と65歳以上の公的年金受給者の場合の具体例を掲載しております。

左側の給与収入の場合の独身者の表の3行目の給与収入300万円の人につきましては、今、ご説明申し上げたところでございます。

その下の表でございます。夫婦と子ども2人の2行目でございますが、例えば給与収入500万円の人の場合では、所得は346万円となります。税源移譲前の所得税は11万9,000円、住民税は7万6,000円、合計19万5,000円、税源移譲後の所得税につきましては、5万9,500円、住民税は13万5,500円、合計19万5,000円で合計金額は変わっておりません。

右側の表につきましては、65歳以上の公的年金受給者の場合の具体例でございますが、独身者の表の1行目でございますが、公的年金収入250万円の人の場合では、所得は130万円で税源移譲前の所得税は8万1,300円、住民税は4万3,000円、合計12万4,300円、税源移譲後の所得税につきましては、4万600円、住民税は8万3,700円、合計12万4,300円で合計額は変わっておりません。

その下の夫婦の場合も記載のように合計額は変わっておりません。

これらの具体例の計算に当たりましては、住民税には均等割額を含めていないなど、一定の要件のもとで計算したもので

でございます。

これまでご説明いたしました部分につきましては、税源移譲に伴う具体例でございます。今回の改正では、定率減税の廃止も重なっておりまして、その影響額の具体例をもう一枚の資料を使いましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、もう一枚の具体的計算例というA4の1枚ものの資料をご覧願いたいと思います。

この具体的計算例は、夫婦のみで65歳以上の公的年金受給者の場合の具体例でございます。公的年金収入250万円の人の場合、収入から公的年金控除額120万円を差し引きしますと、所得130万円になります。所得控除額ですが、社会保険料が12万4,900円とした場合、これは欄外の3にありますように、一定の計算式で算出したものでございます。改正前の18年度住民税の欄でございますが、所得控除は社会保険料12万4,900円と配偶者控除33万円、基礎控除33万円で、所得控除の合計額は78万4,900円となります。所得130万円から所得控除の合計額78万4,900円を引きますと千円未満切り捨ていたしまして、51万5,000円が課税所得金額となります。

この課税所得51万5,000円に、改正前の課税所得200万円以下は税率5%となっておりますので、5%を掛けますと、2万5,700円となります。定率減税分2,000円を引かしまして、住民税の所得割の税額は2万3,700円、均等割は4,000円となります。

改正前の18年分所得税の欄でございますが、所得控除で社会保険料が12万4,900円、所得税の人的控除の額は配偶者控除38万円、基礎控除38万円で、所得控除の合計金額は88万4,900円となります。所得130万円から

所得控除の合計額 88万4,900円を引きますと、千円未満切り捨ていたしまして、41万5,000円が課税所得金額となります。

この課税所得 41万5,000円に、改正前の課税所得 330万円以下は 10%の税率となっておりますので、10%を掛けますと、4万1,500円となり、定率減税分 4,200円を引かして、所得税は 3万7,300円となります。

したがって、改正前の住民税と所得税を合わせまして 6万5,000円となっております。

次に、改正後の 19年度住民税の欄でございますが、所得控除は社会保険料 12万4,900円、配偶者控除、基礎控除もそれぞれ改正前と変わっておりませんので、所得控除の合計は 78万4,900円、課税所得は 51万5,000円とそれぞれ改正前と変わっておらないわけですが、税率が住民税一律 10%となりますので、51万5,000円に 10%を掛けると、5万1,500円の税額となります。

その下でございますが、調整控除の欄で 5,000円ということになっております。これにつきましては、人的控除の差に基づきます負担増の減額措置によりまして計算したものでございますが、課税所得 200万円以下の人については、人的控除額の差の合計額か課税所得金額のいずれか小さい額の 5%を減額しますので、この具体例の人の場合は人的控除額の差の合計額は 10万円となっております。課税所得は 51万5,000円で、いずれか小さい額の 5%ということで、10万円掛ける 5%で 5,000円が調整控除額となり、税額から減額されるものでございます。

その下でございます。定率減税は 19

年度から廃止ということで、ゼロとなっております。5万1,500円から調整控除 5,000円を引かして、改正後の住民税所得割の税額は 4万6,500円、均等割 4,000円となります。

次に、改正後の 19年分所得税の欄でございますが、所得控除額は改正前と変わりませんので、課税所得額も 41万5,000円と変わっておりません。ただ、税率が課税所得 195万円以下の場合は 5%となりますので、41万5,000円掛ける 5%で 2万700円となります。その下の定率減税も住民税と同じく廃止ということでゼロとなっております。

したがって、改正後の住民税と所得税の合計額は 7万1,200円となります。

この例でもおわかりいただけますように、税源移譲により負担増はありませんが、定率減税廃止の影響 6,200円の負担増となっております。

今回の税源移譲と定率減税の廃止に伴います影響額について具体例をもとにご説明させていただきました。なお、主として所得割の税率についてご説明させていただきましたが、このほかにも土地などを譲渡した場合に適用されます分離所得に係る税率の改正も市 6、府 4の割合で税率が改正されておりますが、ここでは割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。  
○野口委員長 説明が終わりまして、これから質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 それでは、私の方から 2点お聞かせいただきたいと思っております。先ほどご説明いただいた中からでございますけれども、このたびの税制改正で、国から地方へ、地方分権を推進するため、地方

でできることは地方にとの方針のもとに三位一体改革が進められて、税源移譲が行われるということでございます。この税源移譲は、所得税、いわゆる国税から、個人住民税、いわゆる地方税への移譲によって行われるものであります。所得税と個人住民税の税率等を変えることによって、国の税収が減り、地方の税収がふえるということでございますが、市民にとって真に必要な行政サービスをみずからの責任で、より効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で税源移譲するということでございますが、ここでまず1点目でございますけれども、本市におきましてこのたびの税源移譲によって、本市独自の行政サービスを実施できるのか。税源移譲の効果額の見込みも含めて、どのようにその辺考えておられるのか、この点をまず1点、お聞かせ願いたいと思います。

2点目ですけれども、税源移譲後の新たな税制は、所得税は平成19年分、平成19年1月から、個人住民税は平成19年度分、平成19年6月から適用されることとなっております。このためほとんどの方は1月分から所得税が減り、その分6月から個人住民税がふえることとなります。しかし、先ほどもご説明ありましたけれども、税源の移しかえなどで、所得税と個人住民税とを合わせた全体の税負担が変わることは基本的にはないということでもあります。

しかし、景気回復のため定率減税措置が廃止されることや、納税者の方の収入の増減など、別の要因によって実際の負担額は変わってくるということでございます。

ここで、2点目でございますけれども、定率減税措置が廃止され、また個人住民税のみに関しましては、平成19年度分、

平成19年6月から適用され、先ほど説明ありましたけれども、独身の方で給与収入が300万円の方で6万4,500円から12万6,500円と倍近く上がるということで、前回の税制改正時の老年者控除廃止等と同じように窓口や電話による問い合わせが殺到すると予測いたしますが、前回の経験も踏まえて、広報による周知の徹底や、このようにダイジェスト版を作成されて、公民館に置かれるとか、さまざまな周知の徹底に取り組んでおられますが、窓口や電話による問い合わせの対応をどのように取り組まれるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○野口委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 1点目の税源移譲によります影響額でございますが、これにつきましては、今の段階ではおおよその数字しかご提示できないんですけれども、税源移譲に係る部分につきましては、7億5,000万円程度と、定率減税の廃止による影響額で1億9,000万円の増で約9億4,000万円の住民税の増という試算をしておるわけですけれども、ただ特別徴収義務者は年12回に分けて毎月お給料から天引きいただいて、納税いただいておりますけれども、この方の4、5月分につきましては、20年度の調定の方へ回りますので、差し引きの調定額としましては今の段階では約8億円程度の増になるんじゃないか。これはあくまでも大まかな数字しか今はご提示できないんですけれども、それでご了解いただきたいと思います。

それから、2点目の税源移譲に伴います窓口や電話の対応についてですけれども、今回の税源移譲に係ります啓発につきましては、10月15日号の広報せつにつに掲載したり、先ほど委員の皆様方に

お示しさせていただいております広報せつつのダイジェスト版を作成いたしまして、公民館や公共施設などに備えるなどしておるわけでございます。また先般11月には摂津市シルバー人材センターの役員研修会等にもお時間いただきまして、職員が出向きましてご説明させていただいたところでございます。

しかしながら、来年6月の住民税納付書発送後の納税者からの問い合わせ、電話や窓口の対応などでございますが、限られた職員でいかに対応するか。今、いろいろ検討しているわけでございますが、今後につきましても広報紙の利用やホームページへの掲載、また市民税の申告書を送る際や納付書を送る際、その封筒の中にチラシの同封を考えたり、また特別徴収義務者への対応なども今有効な手段がないか、いろいろ検討しておる状況でございます。

いずれにしても、限られた職員数で、今回、対象者がほぼすべての納税者に影響いたしますので、いろいろ今、対応を検討している状況でございます。

○野口委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 それでは、第1点目のところで市民サービスへの展開というようなご質問があったと思います。それについてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成17年度決算で経常収支比率110%ということで、かなり過去最悪の数字となりました。いろんな機会に委員会や、あるいは本会議のところでもご答弁させていただいておりますように、平成18年度につきましては100%を割るのではないかという予測をしております。

これでいきますと、だんだん楽になってきて、それから平成19年度のこの個人住民税への税源移譲、これによって7

億円ないし8億円ぐらいの増収があるというふうになるんですけども、ただ今現在、平成19年度の予算査定をさせていただいております。予算要求額といたしまして、歳入歳出それぞれ収支不足額が出てきております。大体21億円の収支不足というふうになっております。

この収支不足額の内訳を見ますと、予算要求で、経常経費とそれから政策経費というふうに2つに分けて要求をさせていただいております。経常経費で、いわゆる枠配という部分が、要は歳入歳出差し引きをいたしますと、約1億円の不足というふうになっております。あとは政策経費が20億円ぐらいの収支不足ということになります。

これでいきますと、経常経費だけすべて税金が全部飛んでしまうというような形になります。

それから、もう一点説明不足だったんですが、確かに市民税はふえていきますが、平成18年度に所得譲与税、いわゆる経過的な財源付与ということで、たしか当初予算で6億4,800万円計上しておりました。これは税源移譲によってなくなりますので、差し引き1億円ないし2億円ぐらいの増収しかないということになります。

それと、それぞれの対応の分については、非常に我々頭を痛めておりまして、いろんな機会に市民の方々にいろんなことを説明させていただきたいと思っております。

今回、長時間いただきまして、提案説明させていただきましますのは、委員の皆さん方にこういう税源移譲の中身を知っていただきながら、むしろ市民の方からお問い合わせがあれば、委員の皆さん方でまた、ある程度答えていただける部分については、答えていただきたいというよ

うな趣旨で、かなり時間をとらせていただいていた説明をさせていただきました。

それから、税源移譲の分を決して我々は手放しに喜んでるものではなくて、確かに市民税はふえますが、その財源が国庫補助金が削減されたものではなしに、いわゆる補助率の変更されて市町村の方に税源移譲されると。もともとは地方六団体は国庫補助金の分については、いわゆる地方を縛る、あるいは地方に国の方から口を出してくるといような形で、それらについては地方六団体反対しております、補助金の廃止というのが原則、我々の主張でございますが、補助率の削減によって税源移譲されるということでは、本来の地方分権にはまだまだほど遠いのかなという感想は持っております。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 まず、1点目の効果額についてはご説明いただきまして、わかりました。

それともう一点は、財政が厳しい状況にあることは当然認識しておりますけれども、市民感情からはより身近な行政サービスを効率よく実施するための税源移譲であると認識されていると思います。どうか、子育て支援、あるいは高齢者、障害者施策等に反映できるように、今後取り組んでいただきたく思いますので、その点要望としておきます。

2点目の窓口や電話による問い合わせの対応についてでございますけれども、問い合わせがあった方に対して、丁寧な対応ができるように、体制の強化など、十分に検討していただきますよう、要望としておきます。周知の徹底に関しても、1人でも多くの市民の方に事前に知っていただくよう、できるかぎりのことはやっていたきたく思います。

それともう一点ですけれども、例えば、

ホームページ等、リニューアルしないとできないかもしれませんが、総務省の方へリンクできるような形にさせていただいたら、その辺からも市民の方が見られて、税源移譲が行われるのやなということでも知られると思いますので、これも要望としておきます。

○野口委員長 ほかに質疑ございませんか。

三宅委員。

○三宅委員 では、2点ほど質問させていただきたいと思います。

税金という制度は、租税法律主義でして、地方が主体的にどうこうするというのはなかなか難しいというふうには承知しております。今回の市税条例の改正につきましても、地方税法の改正に伴う税源移譲に由来するというところで、先ほどのご説明の中にもございましたけれども、所得税と住民税の税率がそれぞれに変更されて、結果として定率減税の廃止の分を除くと差異はないというご説明でありました。聞き漏らしておったかもしれないんですけども、夫婦と子ども2人の世帯の給与収入が300万円の欄になりますと、所得税がゼロで住民税が9,000円ということが表示されておりました、確かに表で見ると差異はないんですけども、計算上もやはりこのように差異はなくなるというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

所得税がかからない場合、住民税のみが上がるというケースが考えられる気がしますので、その点のご説明を願いたいと思います。

もう一点なんですけれども、こちらの議案書の方の6ページ、附則第44条中云々のくだりの3行目に「100分の2」を「100分の1.8」に改めるとの記載がありまして、これは議案参考資料の

方にも詳しい説明が載っております。これも6対4の割合変更の一環であろうというふうに認識をいたしますけれども、この確認をさせていただきたいと思っております。

以上、2点よろしくお願ひします。

○野口委員長 柳瀬参事。

○柳瀬市民税課参事 夫婦と子ども2人、いわゆる標準世帯での給与収入300万円での負担増の説明でございますけれども、この表を見ていただきますと、所得ごとの税額計算の具体例の下の方です。夫婦と子ども2人の給与収入300万円のところなんですけれども、所得税につきましては、所得の控除の合計が所得を上回りますので、課税所得はゼロになりまして、所得税はかかりません。しかし、住民税については9,000円の所得割がかかるということで、所得税と住民税を合わせた負担額は税源移譲前は9,000円でございます。これが税源移譲後につきましては、同じように所得税はかかりません。住民税は当然5%から税率が10%に上がりますので、単純に計算しますと住民税は倍になるということなんですけれども、ここで先ほど説明いたしました調整控除がかかってきまして、5%の分の9,000円を減額するということになりまして、結果としまして、税源移譲前の所得税と住民税の税額9,000円が税源移譲後も9,000円になるということでございます。

したがいまして、所得税と住民税を合わせた税負担額は、税源移譲後も変わらないということになってまいります。

課税所得200万円以下の部分の税率が5%から10%に変わりますので、この部分については税がかかっておるということになりますので、200万円までの部分の調整控除がかかるということに

なります。

それから、もう一点目の附則の第44条の上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の改正でございますけれども、これは上場株式を譲渡した場合について、時限立法で、平成15年1月1日から19年12月31日までの間に譲渡した株式が、上場株式の場合に限って特例の措置として低率の課税をしているものでございます。これにつきましては、今回の税源移譲による改正、6%市民税、府民税4%の割合に合わせまして、それぞれ改正をするものであります。それ以外の改正はありません。規定の整備でございます。

○野口委員長 三宅委員。

○三宅委員 2点ご説明いただきまして、双方理解をいたしました。

よくできている制度なんだなというふうに思うところでありますけれども、やはりこれは、さきに南野委員もおっしゃっておりますけれども、課税の時期がずれてくるというふうな現実がありますので、この辺の周知徹底に関しては、毎度のごとく、税3課の窓口に来られる方、あるいはその他、市役所等に足を運ばれる皆さんに対して、常日ごろからこのように変わりますというふうな啓発活動、説明が肝要であろうと思っておりますので、その点を重ねて要望としておきます。

○野口委員長 ほかに質疑ございませんか。

柴田委員。

○柴田委員 今回の市税条例の改正でいろいろと説明いただいて、基本的には従来と変わらないと。先ほども説明ありましたように、定率減税の廃止による増加分というのは当然出てくるだろうと。こういうことだろうと思うんですが、所得

税のときの課税所得と住民税の課税所得の差異というのが市民の方はわからない。できればこういうものは1つ所得税が決まったら、それに基づいて連動的に住民税も皆できるような方法というのではないのかというふうな考え方もあるのではないかというふうに思うんですが、なぜこのような差異が住民税のときの計算と所得税とに出てきているのか。それは住民税というものはそういうもので、できるだけ多くいただけるものはいただくことによって、市税を健全なものにするという考え方もあるんでしょうけども、市民側からいくと、対象の額が異なってきたということに少しとまどいもあるんじゃないかと思うんですね。その辺も含めて、制度としてあるものですから、仕方がおまへんということになればそれまでだろうと思うんですが、こういうものの一元化というものがいいのか、悪いのかは別にして、市民側からするとわかりやすいということからは、やっぱりこれからの税もシンプルにして、わかりやすくしていく。そういう意味では、今回この住民税の所得割の税率が一律10%というようなものが非常にわかりやすいというふうに思うんですね。

その辺が1つと、先ほどから言うていますが、この周知徹底というのは大変難しいと思うんですね。トータル的にこっちが上がってこっちが下がって、足したらちゃんともと同じですよという説明はわかるんですけど、住民税だけ来ると、前5万円やったのに今度10万円になっているがな、倍やがなとなる。しかしあなたの所得税見なはれと。そのかわり2分の1になってまっせという説明が同時に出てくれば、これとこれとで、こっちが減って、こっちがふえて、結果的には一緒なんだなということがわかれば、納

得するけれども、これが納付のときにはんと納付書が来たら、去年のやつはこれやのに、今年はこれだけやと。人間というのは、減った方のやつに対してはそんなに敏感にありがたいということよりも、ふえたやつに対してけしからんという感情が走るというのは常だと思うんですね。そこで、問い合わせなどが来るのではないかと。

一般論で説明しますと十分わかるけど、それなら私の分について何ぼになってまんねやという説明を求めておられるのではないかと思うんですね。だから、その人の個人のケースの場合に、あなたの場合は所得税がこうなって、市民税がこうなって、トータル的にこうなってと、定率減税がなくなったからその分がふえるんですと。例えば、ここでも本来なら10%でいくと1万8,000円もらわないかんけど、税源の緩和措置をとって9,000円にしとるんですとか、そんなことが、市民の相談に的確にわかりやすくしてあげられるようなシステムというのか、体制というのか、そういうものをつくっていかなきゃいかなんではないかなという感じを受けるんですが。今、文書を入れるとか、いろいろな事例を入れるということはお考えになっておられますけれども。例えば電話相談などがある。その場合、電話ではわかりにくいので一度窓口に来てくださいと行って来られた方には十分な対応で説明して、なるほどなど。そしてこの精神は三位一体改革の中で税源移譲ということで、地方にできるだけということにはなったんですよというトータル的なことも説明できるという、そういう考え方で市民との接点を結んでいくというようなお考えはどうなんでしょうかということ。当然それは考えていますということになるのか知り



ませんけれども、ちょっと私もその辺のことが今後問題になってくるかなという懸念をしますので、お尋ねしていますので、この2点ひとつよろしく願います。

○野口委員長 柳瀬参事。

○柳瀬市民税課参事 1点目の所得税と住民税についてよくわからないと。基礎控除等の人的控除に差があるということですね。これはもともと住民税と所得税の性格が違うということなんです。所得税につきましては、累進税率と言いまして、高い所得の人からは高い税率で徴収する。いわゆる所得再分配機能を持たせておるわけです。高い人からは高い税金をいただいて、個人の所得を平均化するというのが所得再分配機能なんですけども、それに対して住民税は地域社会の費用をその地域の住民が行政サービスを受けると、そのことによってその費用を地域の住民が広く薄くみんなが負担するという性格の税、いわゆる負担分任制と言うわけなんですけども、そういった違いがありますので、もともと課税所得は所得税よりも住民税の方が高いということになっておるわけです。

この税制改正につきましては、当然のように法律でございますので、政府の税制調査会の答申、あるいは自民党の税制調査会の大綱の骨子、あるいは経済財政部分でいくと、構造改革による基本方針、いわゆる骨太の方針の中でもそういったことを議論されておりました、決まっていくシステムになっております。

それから、PRですけれども、現在のところは納税者に説明をすると、いわゆる周知徹底しかないと考えております。いろんな媒体を使いまして、広報活動を国も府も市も共同で展開していくということは、この間の大阪府の市町村課の会

議でも確認をされておりました、テレビ等でもこれから12月から来年にかけて、若干の時間、数秒間という程度なんですけども、税源移譲によるコマーシャルも流れることになっております。

納税書を送った後の対応なんですけども、今、いろいろと課長の方からも説明申し上げましたけれども、どういう方法があるのか、検討をしていきたいと思っております。具体的には今、まだ何をどうするというのは決まっておられませんけども。以上でございます。

○野口委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 先ほど、所得税と住民税の分について混乱が起きているというご指摘がございました。

確かに、この根本は、要は所得税は現年課税、それから住民税は前年度課税ということになりますので、その課税時点の差異によって混乱がまず起こることになります。それについては、国の方の税制調査会の方で、ちょっと古いことなんですけど、昭和43年7月に長期税制のあり方についての答申が出ております。それは、要は所得の時点と、それから課税の時点をできるだけ緊密にすることが必要であろうというようなことになっております。

また、新しくは、平成17年6月にも税制調査会の方で個人所得課税に関する論点整理ということで、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけるということに、要は提言はなされておるんですけど、実際にはこれはなかなか実務的に難しいことで、今後総務省のそういうような動向に注目しながら、我々として一体何ができるのかということも検討していきたいというふうに思っております。

根本的には課税する時点での、要は時間的な差異で混乱がまず起こっていると

いうふうに思っております。

○野口委員長 柴田委員。

○柴田委員 確かに説明されたように所得税と住民税との根本的な違いということはそれはわかるわけですが、なかなかそこまで理解して、一つ一つ所得税はこういうもんなんだと、累進課税でこうなっているんだと。住民税とは地域の福祉のために、我々が喜んで払うもんなんだというようなことも含めて、一般の摂津市民、全国の市民がわかってくれた中で、物事を判断してもらえるとという体制が整っておれば、これは楽なんですけども、なかなかそうはいかないと思うんで、そういうことの説明も機会があれば一度どこかで。

ただ、広報に出したからというのは、見ない方が悪いのか知りませんが、ほとんど回覧とか広報というのは、こちら側から何かしましたという責任をきちっと明確にするだけのことであって、本当に市民の皆さんにそのことが100%理解できたかということになりますと、この伝達方法というのはまだまだ問題が残っているなという気はします。

しかし、それを一軒一軒説明に行くというたって、それだけの人材があるわけじゃなしに、なかなか難しいけども、少なくとも向こうからアクションが起きてきたときには、なるほど市の説明というのはよくわかりましたと、やっぱりそうなんですと、我々が今度もしそういう人と会ったときにそういう回答がもらえるような市民サービス、市民説明というものは1つ努力してほしいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○野口委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。  
暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第84号の審査を行います。

補足説明を求めます。

稲田消防長。

○稲田消防長 議案第84号、摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を補足してご説明申し上げます。

消防賞じゅつ金制度は、災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず、職務を遂行して傷害を受け、そのために不幸にして死亡し、または障害の状態となった消防団員等に対して、その労に報いるとともに、本人や家族の精神的苦痛を見舞い、あわせてその後の生活の安定を図り、消防団員等が後顧の憂いなく、その職務を遂行できるようにとの金銭の支給制度でございます。

また、賞じゅつ金の種類は、「殉職者特別賞じゅつ金」、「殉職者賞じゅつ金」、障害となった「障害者賞じゅつ金」及び傷を負った「傷害者賞じゅつ金」の4種類でございます。

なお、議案参考資料、条例関係の88ページから94ページにかけて新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照願ひます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成18年9月26日に公布、同日施行されたことに伴う本条例の一部改正でございます。

概要につきましては、従前、政令で定められておりました損害補償に係る障害等級表が、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令で定められた

ことによる本条例の引用部分の一部改正と字句の整備等、技術的な改正で、制度内容につきましては、旧条例をそのまま継続するものでございます。

それでは、条を追ってご説明申し上げます。

第1条は、字句の整備を行うものでございます。

第2条及び第3条は、賞じゅつ金の種類とその支給要件及び金額につきまして、その表現と構成を正確にするなど、技術上の整理を行うとともに、必要な引用部分等を改正するものでございます。

第3条の2は、支給の特例を明確にするため、1条を追加するもので、第3条第4項で規定いたしました「傷害者賞じゅつ金」を受けた後、同条第2項で規定する「殉職者賞じゅつ金」等を支給するに至った場合の控除について規定をいたすものでございます。

第4条は、支給の決定についての判定を明確化するものでございます。

第6条及び第7条は、字句の整備を行うものでございます。

第8条は、他の市町村の消防職員及び消防団員への支給につきまして、表現を明確にし、あわせて字句の整備を行うものでございます。

第9条は、字句の整備を行うものでございます。

別表第3は、旧条例の別表第4の規定を本表の備考に盛り込み、あわせて字句の整備を行うものでございます。

引用する法令につきましては、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令」に改正するものでございます。

また、「別表第4」を削り、「別表第5」を「別表第4」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第84号、摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の補足説明とさせていただきます。

○野口委員長 説明が終わり、これから質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅委員 質問の前に一言。先週の金曜日、8日ですが、テレビ中継や新聞報道等がされておりましたが、正雀で大規模な火災が発生しまして、1名の方が犠牲になられておると。まずもっては、この方へご冥福をお祈りいたしますとともに、この日、私も現場を確認いたしました。この点につきましては、多数の消防職員、また団員の方々が出動され、鎮火にまい進されておることとございました。この点につきましては、そのご苦勞をここにねぎらうものであります。

では、質問に入らせていただきます。

まず、この第2条第3号、「障害者賞じゅつ金」という記述でございますけれども、先般に施行されております障害者自立支援法を勘案いたしますと、この「障害者」という記述におきましては、広範囲の障害者を規定するものとの認識を受けます。それをもってこの新条例案の第3条第3項にありますところの記述では、「障害者賞じゅつ金は、消防職員等が職務を遂行したために障害の状態となり、その功績が顕著である場合に支給するものとし」とあります。

以上を勘案いたしますと、そういった精神的な面に関しましても、支給の対象となり得る規定という印象を受けますが、この点のご説明をお願いいたします。

もう一点なんですけれども、この賞じゅつ金全般の規定に当たりますが、例えば、ただいまの障害者賞じゅつ金に関しまし

ては、「消防職員等が職務を遂行したために障害の状態となり、その功績が顕著である場合に支給するものとし」とあります。これに対しまして、3ページの別表第3を確認いたしますと、功労の程度及び障害等級による支給額として、特に抜群の功労があり云々と、またそのほか3点の規定があります。

この条例案で一度、一定の要件を定めた上で、さらに細分化された要件を定めておる点につきまして、補足的な説明、認識がございましたら1点、ご意見等お寄せいただきたく願います。

○野口委員長 明原参事。

○明原総務課参事 ただいま委員ご質問のあった内容2点確認させていただきますと、まず、条文の中で、「障害者」という文言を使っておりますけれども、それが今般制定されました障害者自立支援法で言う障害者を引用しておるのか、また違うのかというご質問。

もう一点は、第3条の第3項で「消防職員等が職務を遂行したために障害の状態となり、その功績が顕著である場合に支給する」と書いているにもかかわらず、別表でまた新たに4つに区分しておるといような内容の補足をということだったと思います。

まず、1点目お答えさせていただきたいと思います。

第2条第3号と第3条の第3項、また別表第3などで「障害者賞じゅつ金」という表現を用いておりますが、この障害者と申しますのは、この条例で指します障害者という意味でございまして、障害者自立支援法で定義されました障害者を引用しているものではございません。したがって、この適用となりますのは、別表の第1級から第14級に規定されました障害の等級に応じた障害に対して支

給するというところで、議員お尋ねの精神的な障害、知的障害という部分については入らないというように解釈をお願いしたいと思います。

続きまして、第3条第3項の区分の問題でございますけれども、これにつきましては、第3条第3項で掲げております功労を功労の程度として、4つに区分いたしまして、これは第4条で新たに支給の決定ということで明確にもいたしましたところでございますけれども、財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会が障害等級と功労の程度を審査いたしまして、この第1級から第14級の障害等級、また先ほどの4つの区分に分類いたしまして、支給金額を決定し、市長の方に通知するというような流れの中での支給金額の決定ということでご理解をお願いしたいと思います。

○野口委員長 三宅委員。

○三宅委員 ご説明いただきまして、2点とも理解をいたしました。この障害者という表現につきましては、自立支援法関係の表現ではなく、あくまでこの賞じゅつ金の条例の係る文言であるというふうにご答弁がございました。また障害者賞じゅつ金の功労の程度等の件につきましては、賞じゅつ金共済会、これの判定に係る基準の明確化というふうなご説明であったかと認識をいたします。

現状、余りこの条例として発動の機会がないというような点も聞き及んでおりますが、こういった点を規定しておきますのは、やはり備えあれば憂いなしという観点からも必要な点であろうと思いますので、今後とも適切な運用とその他、時代に応じた見直しに要望いたしまして質問を終了いたします。

○野口委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第85号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅委員 1点質問いたします。

この火災予防条例の改正ですが、第29条の5に次の3号を加えるという点がございまして、第3号を一読いたしますと終盤に、第3条第2項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときという表現がありまして、あとの2号にも同じ表現がございまして、この基準に従いというのと、基準の例によりという表現の違いがちょっと二重の言い方のように感じますが、またこの点について補足的な説明がありましたらお願いをいたします。

○野口委員長 水田課長。

○水田予防課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

特定共同住宅等省令第3条第2項第2号の「チ」に、「イ」から「ト」までに規定するもののほか、共同住宅用スプリンクラー設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものとの規定があり、その規定にのっとり、平成18年消防庁告示第17号で共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めており、ご質問の当該技術上の基準の例によりとは、当告示を指しているものでございます。

同様に、第4号の、特定共同住宅等省令第3条第2項第3号の「イ」、ただし

書き、及び「へ」の規定により、消防庁告示第18号で共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定め、第5号の、特定共同住宅等省令第3条第2項第4号の「ホ」の規定により、消防庁告示第19号で住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定め、それぞれ平成18年5月30日に公布されたものでございます。

○野口委員長 三宅委員。

○三宅委員 ただいまのご答弁であります、この第3条第2項第2号に定めるとある、ここに既に基準が存在し、またさらに細分化された基準が後段の当該技術上の基準の例によりというふうが存在するというふうな解釈でよろしいかと思いますが、一応この点確認をいたしたいと思っております。

○野口委員長 水田課長。

○水田予防課長 そのとおりでございます。

○野口委員長 三宅委員。

○三宅委員 理解いたしました。この条例の適切な運用を要望いたしまして質問を終了いたします。

○野口委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時36分 再開)

○野口委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第68号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第75号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第76号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第77号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第78号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第84号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第85号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時38分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 南野直司